

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催するほか、経営意思決定のための協議機関として、経営会議を毎月2～3回開催するなど、経営の基本方針に基づいて業務上の主要事項を審議決定しております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名と監査等委員である取締役4名の計11名で構成されております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)には、社内出身者に加え、他企業で実務経験を積んだ人材を選任し、幅広い視点から議論を交わしており、また監査等委員である取締役4名のうち3名は社外取締役で、幅広い視野及び客観的な立場から企業戦略について総合的な助言を行なっております。

以上のことから経営の監視が有効に機能していると考え、現状の体制を採用しております。また、社内に監査室が設置されており、業務・事務に関わる監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、費用等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則2-5-1】

当社は、現在、社長室長を窓口とする内部通報体制を採用しており、社内規程により通報者が保護されるよう体制を整備しております。また、その有効性・実効性については継続して検証してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社では、英語での情報の開示・提供については現状の当社株主構成とその効果を勘案し行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は開示しておりません。一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析および次期以降の計画への反映を定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

【補充原則4-2-1】

当社の取締役の報酬額は、業界の状況や当社の企業特性を踏まえつつ、株主総会において承認された報酬額の限度内において、複数の独立社外取締役の意見も聞きながら取締役会において決定しております。

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、取締役会としての判断や会議の運営等、取締役会全体の実効性を確保するように努めております。取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で新規保有や継続保有を判断いたします。当社では、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として議決権の行使を行ってまいります。

【原則1-7】

当社は、当社役員との利益相反取引が発生する場合は、法令等の定めに従い、複数の独立社外取締役の意見を十分尊重しつつ、取締役会等にて承認、確認等を行っております。また、主要株主等との取引が発生する場合は、第三者との取引条件との乖離がないか十分に検討したうえで決定しております。

【原則3-1】

(1)当社の企業理念や経営戦略については当社ホームページ(<http://www.heiwado.jp/>)、CSR報告書、事業報告の「対処すべき課題」等により開示しております。

(2)コーポレートガバナンスの基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しております。

(3)当社の役員報酬制度は、世間水準や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、代表取締役が作成した案をもとに、複数の独立社外取締役の意見を聞きながら取締役(監査等委員である取締役を除く。)分については取締役会において、監査等委員である取締役分については監査等委員である取締役の協議において決定しております。

(4)取締役会が、取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては複数の独立社外取締役の意見を参考にしつつ、下記(a)～(c)を総合的に判断して指名の手続きを行っております。(a)経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。(b)成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。(c)その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。社外取締役は、会社法上の社外要件を充たし、更に独立社外取締役については、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定であります。

(5) 社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集ご通知にて開示しております。また、取締役候補者の選任については、株主総会招集ご通知に個人別の略歴を示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規則、経営会議規則および職務権限規則等に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関および意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-8】

独立社外取締役について、当社の事業内容を理解し、業務執行者から独立した立場で業務執行者を適切に監督するという責務を果たしていただくことが当社のコーポレートガバナンス上重要であると認識しております。当該責務を果たしていただく観点から、弁護士として豊富な経験と知識があり、専門的な見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくために独立社外取締役として木下貴司氏を選任しております。また、大学教授として豊富な経験と知識があり、専門的な見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくために独立社外取締役として森將豪氏を選任しております。

【原則4-9】

当社は会社法および東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名以内、監査等委員である取締役は5名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

【補充原則4-11-2】

取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼任については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、事業報告や株主総会参考書類などで開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役の就任に際してのその役割や責務の説明以外に、必要に応じ、社外のセミナーや勉強会において、必要な知識の習得や適切な更新ができるよう斡旋・紹介しております。その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。また、社外取締役の就任に際しては、業界の状況や当社の経営方針等をご理解頂くために説明を行っております。

【原則5-1】

当社ではIR担当取締役を選任しております。また、経営企画部および財務部をIR担当部署としつつ、それらが必要に応じて本部の各部署と連携を図る体制としております。株主や投資家に対しては決算説明会を年2回開催しており、それらの結果は、適宜IR担当取締役が、取締役会や経営会議へフィードバックしております。株主との対話に際しては、インサイダー情報に十分に留意する観点より、当社において重要事実などの取り扱いを定めている「内部者取引に関する社内規程」に則って対応しております。また、決算発表の際に開示いたします決算概要等の情報は当社ホームページ(<http://www.heiwado.jp/>)に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
夏原平和	4,726,000	8.07
平和堂共栄会	2,810,267	4.80
株式会社滋賀銀行	2,500,122	4.27
公益財団法人平和堂財団	2,000,000	3.42
株式会社ピース&グリーン	1,950,943	3.33
日本生命保険相互会社	1,861,779	3.18
平和観光開発株式会社	1,694,400	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,518,300	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,397,000	2.39
夏原千代	1,384,000	2.36

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

連結子会社の中に、上場等している会社はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
軸丸欣哉	弁護士											
森將豪	学者											
木下貴司	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
軸丸欣哉	○		——	軸丸欣哉氏は、弁護士として豊富な経験と知識があり、専門的な見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであり、当社は社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
森將豪	○	○	——	森將豪氏は、大学教授としての豊富な経験から高い見識を持ち、取締役会に対して有益なアドバイスを行うとともに当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的・中立的な監視を行うことができるものと考えており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、当社独立役員に指定しております。
				木下貴司氏は、弁護士としての豊富な経験から高い見識を持ち、取締役会に対して有益なアドバイスを行うとともに当社の経営執行等の適

木下貴司	○	○	——	法性について、独立した立場から客観的・中立的な監視を行うことができるものと考えており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、当社独立役員に指定しております。
------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会から求めのあった場合、専任の担当者を配置し、かつ専任者の評価および異動等においても、独立性を確保する体制といたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人の監査計画および監査体制の説明を受け、事業所等への実施監査に際しては立会いにより監査実施状況の確認をしております。また、監査等委員会と会計監査人は会合をもち、結果の報告を受けております。内部監査部門も含め、監査等委員、会計監査人の会合により情報共有を図っております。

内部監査部門の監査に同行するなど実施状況の確認を行い、また監査結果報告を閲覧しております。主要な課題については取締役会等に意見陳述し改善につなげております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

他社の導入事例を参考にして最適なインセンティブを検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

--	--

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告書および有価証券報告書に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬額は、世間水準や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、代表取締役の作成した案をもとに、複数の独立社外取締役の意見を聞きながら取締役(監査等委員を除く。)については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の招集通知送付の際に、事前に会議内容が判断できるように、資料等を送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、11名(うち監査等委員である取締役4名)で構成され、経営および業務執行にかかる最高意思決定機関として毎月開催しております。

また、経営意思決定のための協議機関として、経営会議を毎月2～3回開催するなど、経営方針に基づいて業務上の主要事項を審議決定しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、幅広い視野および客観的な立場から経営や業務執行の監督・牽制を果たすべく監査等に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るためであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送可能な範囲において、法定期限前の発送を実施しております。また、発送前に開示をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は毎年2月20日であり、従来から集中日での開催はしておりません。
その他	当社のホームページに株主総会招集通知を掲載しております。 営業報告の一部に関し、映像によりビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第二四半期および通期の決算発表に伴い、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに決算資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境問題に関し、平成14年に本部および当社2店舗でISO14001の認証を取得し、平成16年7月には全店舗で認証を取得しました。今後も、省エネ・省資源や廃棄物のリサイクルの推進、環境にこだわった商品の販売拡大など、各種の環境パフォーマンスの改善に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、下記のとおり業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を構築しております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令および定款等を遵守するほか、取締役会を原則として毎月開催しております。
- (2) 当社のコンプライアンス体制
当社は、法令遵守と企業倫理確立のための制度として、「内部統制委員会」(委員長は社長)を設置しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、高い倫理観をもって業務を遂行しております。さらに、現場の生の声を迅速に取り入れる制度として「平和堂クリーンライン」を設置しております。
- (3) 当社のCSR体制
当社は、社長を委員長とする「CSR委員会」を設置しております。
また、当社は、企業統治を具体的に実行し、ステークホルダー等に配慮して、ISO14001推進を目的とする「環境委員会」や、人権教育を目的とする「人権教育推進委員会」、ノーマライゼーションを推進する「ノーマライゼーション推進委員会」など、環境問題等に積極的に取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行を記録するため、「重要文書保管取扱規程」、「取締役会規則」および「稟議規程」に従い、取締役会議事録や稟議書類を適切に保存・管理しております。
- (2) 当社は、「経営会議規則」により議事の経過や決議事項につき、経営会議議事録により、適切に保存・管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の重要な投資案件については、経営会議で十分な審議をした上で、取締役会において監査等委員の意見も勘案して決定しております。
- (2) 当社は、法令遵守に関して、「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について情報収集や対策を立案し、代表取締役へ報告、指示を受ける社内体制をとっております。「個人情報保護法」の遵守や「独占禁止法」に関する納入業者との公正な取引を遵守するための窓口として「事務局」を設置しております。
- (3) 当社の発生した火災・地震・その他の危機管理体制については、「防災マニュアル」をはじめ、「地震マニュアル」等により予防体制および発生時の対応についてのルールを徹底しており、緊急時には、「危機管理連絡網」により即座に経営トップをはじめ関係部店長に情報の伝達・指示・報告がとれる体制をとっております。さらに、必要とあれば「内部統制委員会」を招集し、当社としての対応がただちに実施・公表できる体制をとっております。
- (4) 当社は、各店舗において日常的に発生する事件・事故に素早く対応するため、社内ネットワークを利用した「事件・事故報告」により、迅速な解決ができる体制をとっております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務を効率的に実行するための「組織ならびに業務分掌規則」および「職務権限規則」を定めており、また、経営会議を原則月2〜3回開催しております。なお、経営会議には監査等委員も出席しており、意見陳述を受けております。
- (2) 販売面に関しては、営業会議等を毎週実施し、週次単位で損益計画や販売計画を見直し、修正実施しております。また、お客様の声を営業に反映させるための「お客様サービス室」や、販売商品の品質を管理するための「品質管理室」を設置しております。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、原則として毎年組織変更および定期人事異動を実施しており、社会情勢や顧客の変化に柔軟に対応できる組織により、役職者を含む従業員等との風通しのよい体制をとっております。
- (2) 当社は、毎年2回幹部社員全員を集めて、経営方針を徹底するための社員集会を実施しており、グループ会社を含む全従業員が一丸となって、目標達成にまい進しております。
- (3) 当社は、「稟議規程」を整備し、素早い意思決定が組織的にできる体制をとっております。
- (4) 当社は、コンプライアンスの維持やリスク管理、ノーマライゼーション、セクシャル・ハラスメント、接客教育の「しつけ、身だしなみ」などを周知徹底するため、従業員全員に項目別に重要ポイントをまとめた手帳タイプの「平和堂マニュアル」を配布しております。
- (5) 当社は、内部通報制度の一つとして、「平和堂クリーンライン」を設置しております。また、人権問題等の相談窓口として、「人権ホットライン」を設置しております。
- (6) 当社は、「監査室」を設置しており、従業員等の社内諸規則・規程等の遵守を徹底するための内部監査体制をとっております。

6. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ会社の責任者と原則として年2回、経営方針や損益予算計画、決算、組織変更等重要案件に関する会議を実施しております。
- (2) 当社は、グループ会社と四半期に1回の定例会議を開催し、経営全般に関して相互に業務の執行状況等の確認・意見交換等を実施しております。
- (3) 当社は、グループ会社から毎月1回、業績の報告を受けており、グループ会社ごとの評価等を実施しております。
- (4) 当社は、グループ会社に対し、定期的に内部監査を実施しております。
- (5) 当社は、「グループ会社管理規程」を定めており、取締役会や稟議書などのルール等グループ会社として統一的な行動・決定および議事録等の記録保管ができる体制をとっております。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会から求めのあった場合、専任の担当者を配置し、かつ専任者の評価および異動等においても、独立性を確保する体制といたします。

8. 取締役および使用人が、監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、およびその他監査等委員の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員と意見交換等を行う場として、「経営会議」等への参加を求めているほか、積極的な意見を受けております。また、監査室の「監査報告書」を、監査等委員に回覧し、意見および要望を受けております。
- (2) 当社は、パソコンによる社内ネットワークを利用した取締役および部室長の「業務報告」等を、監査等委員が閲覧できる仕組みをとっております。
- (3) 当社は、代表取締役と監査等委員の定期的な会合を実施しております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、社長を委員長とする「内部統制委員会」を中心に、財務報告の信頼性を確保する内部統制の整備と評価に関する基本方針および計画を策定し、社内規則・規程、業務マニュアルの見直し等の整備、運用を行っております。また、財務報告に係る内部統制が有効に行われ、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス・マニュアルに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み関わりを一切持ちません。また、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等外部機関と連携し、関係部署が連携・協力して組織的に対応いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当ありません。

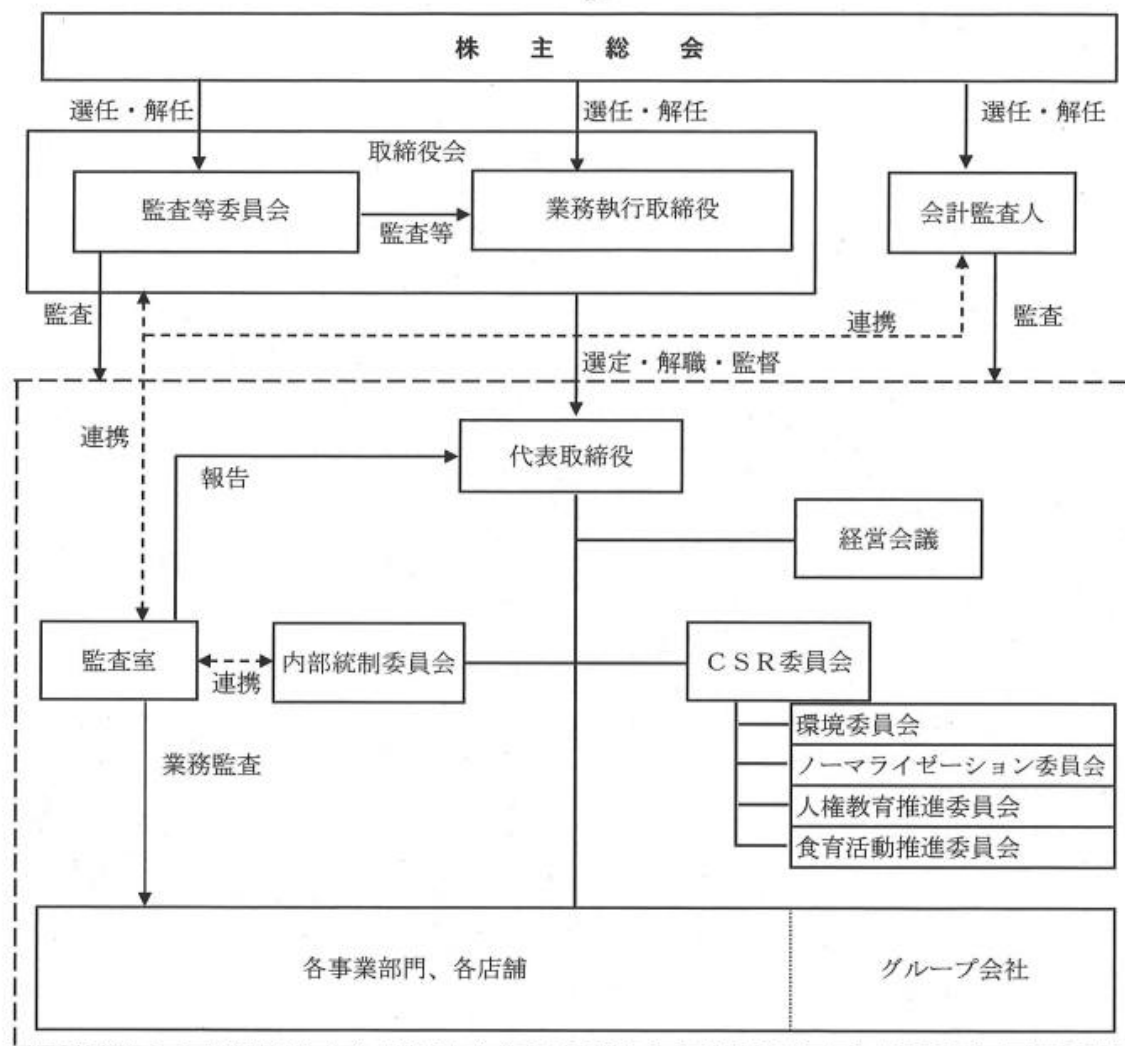
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制を確立するため、CSR委員会等の機能を充実してまいります。

コーポレートガバナンスに関する仕組み

当社のコーポレートガバナンスに関する社内体制状況は、下記のとおりであります。

記



※内部統制委員会は、コンプライアンス、リスク管理等企業統治全般を担う

